

## オンライン特定保健指導業務公募型企画提案（プロポーザル）実施要領

### 1 趣旨

この要領は、オンライン特定保健指導業務に当たり、豊富な専門知識やノウハウを有する事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に勘案し、当該業務の目的及び内容に最も適した受託業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務概要

- (1) オンライン特定保健指導業務
- (2) 業務内容 別紙「オンライン特定保健指導業務仕様書」による。
- (3) 契約方法 単価契約
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 特定保健指導利用者数の実績及び見込み人数

	令和6年度（実績）	令和7年度（見込み）	令和8年度（見込み）
動機付け支援	18人	30人	60人
積極的支援	4人	10人	10人
電話勧奨	未実施	150人	150人

- (6) 委託料単価上限額（いずれも消費税を含む額とする。）

ア 動機付け支援 33,000円

イ 積極的支援 51,700円

ウ 電話勧奨 1,650円

### 3 スケジュール（予定）

	項目	日程
1	公募開始	令和8年3月27日（金）
2	参加申込書及び質問書の提出期限	令和8年4月10日（金）17時（必着）
3	質問に対する回答	令和8年4月14日（火）（予定）
4	企画提案書の提出期限	令和8年4月24日（金）17時（必着）
5	プロポーザル審査実施通知	令和8年4月28日（火）
6	プロポーザル審査	令和8年5月7日（木）予定 ※詳細は、別途参加者に通知
7	審査結果の通知	令和8年5月21日（木）予定
8	契約締結	令和8年5月下旬

※日程は変更になる場合があります。

#### 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす事業者であること。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第28条及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」（平成19年厚生労働省令第157号）に基づく、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）「第2特定保健指導の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律及び関連政省令・告示等を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム【令和6年度版】」（令和6年4月厚生労働省健康局）及び「特定保健指導における情報通信技術を活用した指導の実施の手引き」に沿って特定保健指導を実施できること。
- (3) 保健指導に関する記録を電磁的方法として愛媛県国民健康保険団体連合会に提供できること（厚生労働省が指定する XML 標準形式での請求実績があること）
- (4) 過去5年間に市町村が発注した情報通信機器を利用した遠隔面接による特定保健指導業務の受託実績を有していること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (9) 令和7・8年度松前町入札参加有資格業者名簿に登録されていること又は企画提案書の提出期限までに登録が予定されていること。
- (10) 参加申込書の提出時において、松前町競争入札参加資格停止措置要綱（平成23年松前町告示第10号）の規定に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
- (11) 松前町暴力団排除条例（平成23年松前町条例第13号）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）に該当しない及び暴力団等が経営及び業務に関与していないこと。
- (12) 共同企業体でないこと。

#### 5 参加方法

##### (1) 参加申込書等の提出

参加しようとする事業者は、次により参加申込書等を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年4月10日（金）17時（必着）
- イ 提出物 参加申込書（様式1）、会社概要（様式2）

ウ 提出方法 持参（土・日曜日を除く 8 時30分から17時15分までの間）又は郵送（書留等）

## (2) 質問書の提出等

ア 提出期限 令和 8 年 4 月 10 日（金） 17 時（必着）

イ 提出物 質問書（様式 3）

ウ 提出方法 電子メール又は F A X

※提出後、電話で提出した旨を報告すること。

エ 質問への回答 令和 8 年 4 月 14 日（火）までに電子メールで回答する（予定）。回答は、質問者を伏せた形でプロポーザル参加者全員に行うが、公平性を保てない場合等は回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

オ 注意事項 質問書以外で提出された質問に対しては、一切回答しない。

## (3) 企画提案書の提出

企画提案書は、1 事業者につき 1 提案とし、仕様書及び企画提案書作成要領の内容を踏まえ、次により提出すること。

ア 提出期限 令和 8 年 4 月 24 日（金） 17 時（必着）

イ 提出物 企画提案書（正本 1 部、副本 7 部）、参加資格誓約書（様式 4）

ウ 提出方法 持参（土・日・祝日を除く 8 時30分から17時15分までの間）又は郵送（書留等）

## (4) 企画提案書の取扱い

ア 松前町健康課において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求めることがある。

イ 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなす。

ウ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え及び再提出は、認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）。

エ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

オ 提案を取り下げの場合は、取下書（様式 5）を提出すること。また、委託候補者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、同様とする。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

カ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

キ 提出書類は、松前町情報公開条例（平成 13 年松前町条例第 12 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

## (5) 企画提案の無効

次に該当する場合は、企画提案書の提出を無効とする。

ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案を行った場合

ウ 手続において提出書類に虚偽の記載をした場合

エ その他、企画提案に関する条件に違反した提案を行った場合

(6) その他

ア プロポーザルへの参加のために提出された書類一式（以下「申込書等」という。）は委託候補者の選定以外の目的で使用しない。

イ 提出された申込書等は返却しない。

ウ 企画提案書の作成、提出等のプロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

## 6 審査

### (1) 審査方法

ア 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。

イ 審査項目に基づき審査及び採点（各項目5～15点）を行い、委託候補者を選定する。

審査項目		評価の視点
方針の理解度		基本方針・町に対する理解度、業務への意欲
業務目的		業務目的を達成するためのコンセプトの明確さと効果が期待できる提案
実施内容	利用促進の工夫	利用しやすい工夫がされているか、また、途中で脱落させない工夫がされているか
	支援方法	支援方法を工夫し、行動変容及び行動継続につなげることができるか
	予約受付	利用者が時間を問わず予約できる環境が整備できているか
	使用教材	利用者が理解しやすいものか
業務推進体制		業務推進体制（的確さ、迅速さ、町との連携体制、関係機関等との協力体制の有無、セキュリティ対策、保健指導を行う専門職のスキル向上策）
業務実績		自治体（市町村）オンライン特定保健指導に関する業務（類する業務を含む。）の実績
工程		工程の適正さ
経費見積		別に定めた計算式により行う。見積額の適正さ。

ウ 審査結果によっては、いずれの参加者も委託候補者に選定しないことがある。

エ 提案者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に委託候補者として選定する。6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

### (2) プレゼンテーションに対する審査

ア 日程 令和8年5月7日（木）（予定）

イ 場所 松前町総合福祉センター内集会室（予定）

ウ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは、20分以内とする。
- (イ) プレゼンテーションの出席者は、5人までとする。
- (ウ) プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答すること(10分以内の予定)。
- (エ) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

#### エ 注意事項

- (ア) 説明は、提出期限までに提出した企画提案書により行うものとする。なお、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査会当日のプレゼンテーション開始前までに8部提出すること。ただし、企画提案書とスライドが同一の内容である場合は、スライドを印刷した資料の提出は不要とする。
  - (イ) プロジェクターとHDMIケーブル(プロジェクターとパソコンを接続する端子)は松前町で用意する。その外、プレゼンテーションに必要な物がある場合は、参加者が用意すること。
  - (ウ) 審査に当たっては、プロポーザル審査会の前日までに、個別に提案内容の確認を行うことがある。確認は、参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
  - (エ) 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。
  - (オ) プレゼンテーションの開始時間は、参加資格の確認結果等と合わせ、参加申込書に記載された連絡先へ令和8年4月28日(火)に電子メールで通知する。
  - (カ) 企画提案が多数ある場合は、提出書類による一次審査によりプレゼンテーション実施者を選考する。当該審査で選考外となった場合は、上記(オ)と同様の方法により通知する。
  - (キ) 審査会は、非公開とする。
- (3) 審査結果
- 審査結果は、令和8年5月21日(木)までに参加者全員へ文書で通知する(予定)。  
なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けない。

## 7 契約

### (1) 契約締結の協議

選定された委託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、契約時の仕様書を作成する。したがって、企画提案書の提案内容や金額がそのまま契約内容となるものではなく、協議の過程で提案内容の一部に変更がある場合がある。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果が次点であった者と協議を行う。

### (2) 契約の締結

協議の上、決定した仕様書に基づき、委託候補者から見積書の提出を願い、限度額の範囲内であることを確認して、契約を締結する(令和8年5月下旬頃の予定)。

## 8 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受注者は、契約締結後遅滞なく、受注者が提案した企画提案書を基に、データ分析や受診勧奨の具体的な業務内容について松前町と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して松前町に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、松前町の検査を受けること。なお、実績報告書には、受診勧奨による受診率の変化等の効果検証を記載し、次年度の受診率向上につながるような内容を松前町に提案し報告すること。
- (3) 松前町は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 9 再委託の可否

受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面により報告し、松前町の承諾を得なければならない。なお、再委託の価格は委託料の2分の1を超えてはならない。

## 10 秘密保持

- (1) 受注者は、町から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部または全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (2) 受注者は、事前に松前町の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受注者は、データ管理において、漏えい、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。
- (4) 受注者は、秘密情報を知得した事故の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、別途契約時に定める秘密保持義務の順守を徹底させるものとする。
- (5) 委託業務完了後、受注者は収集及び管理したデータを速やかに松前町に引き渡すものとする。また受注者のシステムにデータを取り込んだ場合は、個人が特定されるデータについて速やかに消去し、かつ復元できないよう処置を講じたことを、松前町へ報告すること。

## 11 その他

- (1) 受注者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受注者は、常に松前町と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて松前町と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等について松前町の確認を得ること。また、打合せ内容について、受注者が記録を作成し、速やかに松前町に提出すること。
- (3) 受注者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (4) 業務実施に係る経費は、全て受注者の負担とする。
- (5) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受注者は速やかに松前町と協議し、その指示を受けなければならない。

12 申込書等の提出先・問合せ先

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町役場 保健福祉部健康課健康増進係

TEL:089-985-4118 FAX:089-985-4158

E-mail : 731hoce@town.masaki.ehime.jp